北海道権限移譲事務交付金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、北海道権限移譲事務交付金（以下「交付金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

第２条　道は、次に掲げる条例の規定により市町村及び広域連合が処理する事務（以下「移譲事務」という。）に要する経費に対し、地方財政法（昭和23年法律第109号）第28条第１項及び第２項の規定に基づき、毎年度、予算の範囲内で交付金を交付する。

(1) 北海道総合政策部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第４号）
(2) 北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第６号）
(3) 北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第８号）
(4) 北海道経済部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第16号）
(5) 北海道農政部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第19号）
(6) 北海道水産林務部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第21号）
(7) 北海道建設部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第24号）
(8) 北海道教育委員会の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第123号）

（交付対象）

第３条　交付金の交付対象は、移譲事務を処理する市町村及び広域連合（以下「交付対象団体」という。）とする。

（交付金の額の算定）

第４条　交付対象団体ごとの交付金の額は、別表に掲げる移譲事務ごとの１件当たり処理単価に交付対象団体が前年度において当該事務を処理した件数（交付対象団体に新たに移譲された事務については、北海道知事及び北海道教育委員会が前年度において当該事務を処理した件数のうち、当該交付対象団体の区域内に係るもの）を乗じて得た額の合計額とする。ただし、この算定方法が適切でないと認められる移譲事務については、別の算定方法により交付金の額を算定し、この項の規定により算定した額に合算するものとする。

２　移譲事務ごとの１件当たり処理単価は、道において移譲事務の処理に要していた標準的な時間に応じた人件費、旅費及び諸経費の合計額（以下「合計額」という。）とする。ただし、移譲前に道が手数料を徴収していた事務については、合計額から道における１件当たりの手数料（以下「手数料」という。）を控除した額とする。この場合において、手数料が合計額を上回る場合には、交付金は交付しない。

３　第１項の規定により算定した移譲事務ごとの交付金の額に１円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

４　交付対象団体に移譲されていた事務で年度の途中において当該交付対象団体が処理しないこととなった事務及び年度の途中において交付対象団体に新たに移譲された事務に係る交付金の額については、第１項の規定にかかわらず、当該年度において当該事務を処理することとされている期間等を考慮し必要な調整を行うものとする。

５　道から市町村への権限移譲促進のための職員の派遣（「道と市町村等の職員交流要綱」第２の１に規定する権限移譲派遣をいう。）の対象となる移譲事務に係る交付金の人件費相当額については、職員を派遣している期間中は、これを交付しないものとする。

（事務処理件数等の報告）

第５条　知事は、交付金の額を算定するため、交付対象団体の長に対して、次に掲げる事項について報告を求めるものとする。

(1) 前年度における移譲事務の処理件数

(2) その他知事が必要と認める事項

（交付額の決定及び交付の時期）

第６条　知事は、交付対象団体ごとに交付すべき交付金の額を、原則として毎年度10月末日までに決定し、交付対象団体の長に通知するものとする。

２　知事は、前項の規定により決定した交付金を、原則として毎年度11月末日までに交付するものとする。

（特別の経費に対する措置）

第７条　知事は、移譲事務に関し、交付対象団体において、訴えの提起その他の特別の事情により通常予測し得ない経費が必要になったと認める場合には、所要の措置を講ずるものとする。

（交付金算定の錯誤）

第８条　知事は、第６条第１項の規定により交付金の額を決定し、通知した後において、交付金の額の算定に用いた数値について錯誤があったことを発見し（当該錯誤に係る数値を交付金の額の算定の基礎に用いた年度以後５か年度内に発見した場合に限る。）、かつ、その結果、交付金の額を増加又は減少する必要が生じたときは、錯誤があったことを発見した年度又はその翌年度において、交付金の額を増額又は減額させることができる。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、交付金の交付について必要な事項は、別に定める。

附　則

１　この要綱は、昭和57年９月22日から施行する。

２　昭和57年４月１日付けの移譲事務に係る昭和57年度の交付金の額は、道において昭和56年度に処理した件数に基づき算出する。

附　則

この要綱は、昭和59年12月１日から施行する。

附　則

１　この要綱は、昭和62年11月27日から施行する。

２　昭和62年４月１日付けの移譲事務に係る昭和62年度の交付金の額は、道において昭和61年度に処理した件数に基づき算出する。

附　則

この要綱は、昭和63年11月26日から施行する。

附　則

この要綱は、平成元年11月20日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２年11月16日から施行する。

附　則

１　この要綱は、平成３年11月15日から施行する。

２　平成３年10月１日付けで別表１に掲げる事務に該当しなくなった事務に係る平成３年度の交付金の額は、関係市において平成２年４月１日から平成２年９月30日までに処理した件数に基づき算出する。

附　則

この要綱は、平成４年11月30日から施行する。

附　則

この要綱は、平成５年11月30日から施行する。

附　則

この要綱は、平成６年11月30日から施行する。

附　則

この要綱は、平成７年12月13日から施行する。

附　則

この要綱は、平成８年11月29日から施行する。

附　則

この要綱は、平成９年12月２日から施行する。

附　則

１　この要綱は、平成10年11月18日から施行する。

２　平成10年４月１日付けの移譲事務に係る平成10年度の交付金の額は、道において平成９年度に処理した件数に基づき算出する。ただし、この算出方法による交付金の交付が適切でないと認められる事務については、別の算出方法により交付金の額を算出する。

附　則

１　この要綱は、平成11年12月16日から施行する。

２　平成11年４月１日から平成11年10月末日までに新たに移譲した事務に係る平成11年度の交付金の額は、道において平成10年度に処理した件数に基づき算出する。ただし、この算出方法による交付金の交付が適切でないと認められる事務については、別の算出方法により交付金の額を算出する。

附　則

1　この要綱は、平成13年２月26日から施行する。

2　平成12年４月１日から平成12年10月末日までに新たに移譲した事務に係る平成12年度の交付金の額は、道において平成11年度に処理した件数に基づき算出する。ただし、この算出方法による交付金の交付が適切でないと認められる事務については、別の算出方法により交付金の額を算出する。

附　則

1　この要綱は、平成14年１月11日から施行する。

2　平成13年に新たに移譲する事務に係る平成13年度の交付金の額は、道において平成12年度に処理した件数に基づき算出する。ただし、この算出方法による交付金の交付が適切でないと認められる事務については、別の算出方法により交付金の額を算出する。

附　則

1　この要綱は、平成15年１月24日から施行する。

2　平成14年に新たに移譲する事務に係る平成14年度の交付金の額は、道において平成13年度に処理した件数に基づき算出する。ただし、この算出方法による交付金の交付が適切でないと認められる事務については、別の算出方法により交付金の額を算出する。

附　則

この要綱は、平成16年２月23日から施行する。

附　則

この要綱は、平成17年２月22日から施行する。

附　則

この要綱は、平成17年11月29日から施行する。

附　則

この要綱は、平成18年７月24日から施行する。ただし、第８条の規定については、平成18年度分の交付金から適用する。

附　則

この要綱は、平成18年10月11日から施行する。

附　則

この要綱は、平成19年8月2日から施行する。

附　則

この要綱は、平成19年12月14日から施行する。

附　則

この要綱は、平成20年7月25日から施行する。

附　則

この要綱は、平成21年7月27日から施行する。

附　則

この要綱は、平成22年7月28日から施行する。ただし、別表のうち整理番号２の３－１から２の３－１４に掲げる大気汚染防止法に関する事務については、平成22年８月10日から施行する。

附　則

この要綱は、平成23年7月28日から施行する。

附　則

この要綱は、平成24年7月27日から施行する。

附　則

この要綱は、平成24年10月24日から施行する。

附　則

この要綱は、平成25年6月26日から施行する。

附　則

この要綱は、平成25年9月20日から施行する。

附　則

１　この要綱は、平成26年6月13日から施行する。

２　改正後の要綱第４条第５項の規定は、平成26年度以後に新たに移譲された事務に係る交付金について適用する。

附　則

この要綱は、平成27年8月7日から施行する。

附　則

この要綱は、平成28年7月25日から施行する。

附　則

この要綱は、平成29年8月10日から施行する。

附　則

この要綱は、平成30年8月21日から施行する。

附　則

この要綱は、令和元年（2019年）7月25日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年（2020年）7月10日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年(2021年)８月19日から施行する。

附　則

この要綱は、令和４年(2022年)９月27日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年(2023年)５月30日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年(2024年)６月３日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年(2025年)８月26日から施行する。

附　則

この要綱は、令和８年(2026年)５月27日から施行する。